

広島県告示第八百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年十月二日までの間、縦覧に供する。

令和七年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道溝口加計線	山県郡北広島町戸谷字大祖路一三〇九八番七地先から山県郡北広島町戸谷字大祖路一三〇九八番三地先まで	令和七年九月一八日